

「1, 3-ジクロロプロペン（別名D-D）」、「アセタミプリド」、「イソチアニル」、「イミダクロプリド」、「クロチアニジン」、「ジノテフラン」及び「チアメトキサム」の食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づく食品健康影響評価について

令和4年12月20日
農林水産省消費・安全局農産安全管理課

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第1項の登録を受けている農薬については、同法第8条第1項の規定に基づき再評価を受けることとされており、再評価においては、同法第8条第4項の規定に基づき最新の科学的知見に照らして農薬の安全性その他の品質に関する審査を行うこととされている。

今般、下記の有効成分を含む農薬の再評価を行うに当たって、最新の科学的知見に照らして食品の安全性を確保する必要があるため、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を要請するものである。

食品健康影響評価を要請する農薬の概要は、別添のとおりである。

なお、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）における食品中の残留基準を変更する必要がある場合には、別途厚生労働省より、食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく評価要請が行われることとなる。

1. 1, 3-ジクロロプロペン（別名D-D）
2. アセタミプリド
3. イソチアニル
4. イミダクロプリド
5. クロチアニジン
6. ジノテフラン
7. チアメトキサム

1, 3-ジクロロプロペン（別名D-D）

1. 今回の評価要請の経緯

令和4年3月29日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

2. 評価要請物質の概要

名称	1,3-ジクロロプロペン（D-D）（1,3-Dichloropropene）	
構造式	シス体（ <i>Z</i> 体） $\begin{array}{c} \text{H} & & \text{H} \\ & \diagdown & / \\ & \text{C}=\text{C} & \\ & / & \diagdown \\ \text{Cl} & & \text{CH}_2\text{Cl} \end{array}$	トランス体（ <i>E</i> 体） $\begin{array}{c} \text{H} & & \text{CH}_2\text{Cl} \\ & \diagdown & / \\ & \text{C}=\text{C} & \\ & / & \diagdown \\ \text{Cl} & & \text{H} \end{array}$
用途	殺虫剤	
作用機作	線虫の酵素の求核反応中心（チオール基、アミノ基、水酸基等）と化学結合し、酵素活性を阻害し殺虫作用を示す。 （IRAC分類：なし）	
日本における登録状況	初回登録年	1950年
	登録農薬数	8
	適用作物	キャベツ、トマト等
	使用方法	土壌くん蒸
国際機関、海外の状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国：ぶどう カナダ：ぶどう 欧州：かんきつ、ナッツ等 豪州：設定の必要なし ニュージーランド：野菜及び果物
食品安全委員会での評価等	<p>【1】 平成15年 7月 1日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成20年 3月 3日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成25年 2月18日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p>【2】 平成27年 2月13日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成27年10月20日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p>【3】 平成29年 3月15日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成30年 3月27日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p>【4】 平成元年 9月 5日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 令和元年10月15日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p style="text-align: center;">ADI = 0.02 mg/kg体重/日</p> <p style="text-align: center;">ARfD = 0.2 mg/kg体重</p>	

IRAC：殺虫剤抵抗性対策委員会

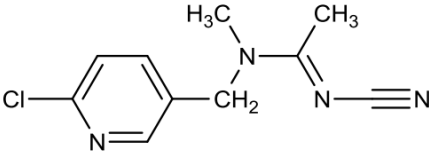
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

アセタミプリド

1. 今回の評価要請の経緯

令和4年3月30日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

2. 評価要請物質の概要

名称	アセタミプリド (Acetamiprid)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機作	昆虫神経のシナプス後膜のニコチン性アセチルコリン受容体に作用し、シナプス伝達の遮断を起こし、殺虫作用を示す。 (IRAC分類：4A)	
日本における登録状況	初回登録年	1995年
	登録農薬数	20
	適用作物	葉菜類、果樹類等
	使用方法	散布、土壌処理等
国際機関、海外の状況	JMPR	ADI=0.07 mg/kg体重/日 (2011年) ARfD=0.1 mg/kg体重 (2011年)
	国際基準	かんきつ、ナッツ類等
	諸外国	米国：かんきつ、ナッツ類等 カナダ：かんきつ、ナッツ類等 欧州：かんきつ、ナッツ類等 豪州：かんきつ、りんご等 ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】 平成20年 2月12日厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成20年 8月29日食品健康影響評価結果を通知</p> <p>【2】 平成22年 8月11日厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成23年 6月 9日食品健康影響評価結果を通知</p> <p>【3】 平成26年 7月 1日厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成26年12月16日食品健康影響評価結果を通知</p> <p style="text-align: center;">ADI =0.071 mg/kg体重/日</p> <p style="text-align: center;">ARfD=0.1 mg/kg体重</p>	

IRAC：殺虫剤抵抗性対策委員会

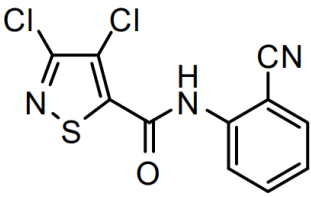
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

イソチアニル

1. 今回の評価要請の経緯

令和4年3月2日～3月28日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

2. 評価要請物質の概要

名称	イソチアニル (Isotianil)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機作	イソチアゾール環を持つ殺菌剤である。病原菌に対する直接的な作用はなく、植物病害抵抗性関連酵素の作用を亢進させる。 (FRAC分類：P3)	
日本における登録状況	初回登録年	2010年
	登録農薬数	53
	適用作物	稲
	使用方法	育苗箱処理、側条施用、湛水散布等
国際機関、海外の状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国：バナナ 豪州：バナナ カナダ、欧州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】 平成20年10月7日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成21年4月30日 食品健康影響評価結果を通知 ADI = 0.028 mg/kg体重/日	

FRAC：殺菌剤抵抗性対策委員会

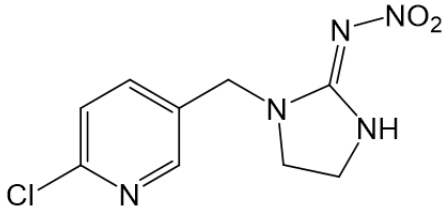
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

イミダクロプリド

1. 今回の評価要請の経緯

令和3年12月22日～12月27日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

2. 評価要請物質の概要

名称	イミダクロプリド (Imidacloprid)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機作	昆虫神経のシナプス後膜のニコチン性アセチルコリン受容体に作用し、シナプス伝達の遮断を起こし、殺虫作用を示す。 (IRAC分類：4A)	
日本における登録状況	初回登録年	1992年
	登録農薬数	38
	適用作物	稲、果樹類等
	使用方法	散布、土壌処理、育苗箱処理等
国際機関、海外の状況	JMPR	ADI=0.06 mg/kg体重/日 (2001年) ARfD=0.4 mg/kg体重 (2001年)
	国際基準	かんきつ、りんご等
	諸外国	米国：かんきつ、りんご等 カナダ：かんきつ、いちご等 欧州：かんきつ、かぼちゃ等 豪州：かんきつ、ばれいしょ等 ニュージーランド：かんきつ、ばれいしょ等
食品安全委員会での評価等	<p>【1】 平成18年 9月4日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成19年 2月23日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成19年 6月14日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p>【2】 平成20年 1月25日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成20年 9月 9日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p>【3】 平成27年11月16日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成28年 7月12日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p>ADI =0.057 mg/kg体重/日</p> <p>ARfD=0.1 mg/kg体重</p>	

IRAC：殺虫剤抵抗性対策委員会

JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

クロチアニジン

1. 今回の評価要請の経緯

令和3年12月2日～12月24日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

2. 評価要請物質の概要

名称	クロチアニジン (Clothianidin)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機作	昆虫神経のシナプス後膜のニコチン性アセチルコリン受容体に作用し、シナプス伝達の遮断を起し、殺虫作用を示す。 (IRAC分類：4A)	
日本における登録状況	初回登録年	2001年
	登録農薬数	78
	適用作物	稲、果樹類等
	使用方法	散布、土壌処理、育苗箱処理等
国際機関、海外の状況	JMPR	ADI=0.1 mg/kg体重/日 (2010年) ARfD=0.6 mg/kg体重 (2010年)
	国際基準	かんきつ、小麦等
	諸外国	米国：かんきつ、トマト等 カナダ：ぶどう、小麦等 欧州：かんきつ、小麦等 豪州：かんきつ、小麦等 ニュージーランド：畜産物
食品安全委員会での評価等	<p>【1】 平成16年10月 5日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成17年 1月27日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p>【2】 平成17年10月 4日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成18年 7月18日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成18年12月 7日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p>【3】 平成20年 1月11日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成20年 2月28日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p>【4】 平成23年 6月 8日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成24年 3月 1日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p>【5】 平成25年11月11日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成26年 1月20日 食品健康影響評価結果を通知</p>	

	<p>【6】 平成26年 4月 7日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成26年10月 7日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p>ADI =0.097 mg/kg体重/日</p> <p>ARfD=0.6 mg/kg体重</p>
--	---

IRAC : 殺虫剤抵抗性対策委員会

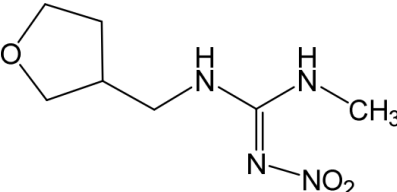
JMPR : FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ジノテフラン

1. 今回の評価要請の経緯

令和4年3月11日～3月30日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

2. 評価要請物質の概要

名称	ジノテフラン (Dinotefulan)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機作	昆虫神経のシナプス後膜のニコチン性アセチルコリン受容体に作用し、シナプス伝達の遮断を起こし、殺虫作用を示す。 (IRAC分類：4A)	
日本における登録状況	初回登録年	2002年
	登録農薬数	93
	適用作物	稲、果樹類等
	使用方法	散布、土壌処理、育苗箱処理等
国際機関、海外の状況	JMPR	ADI=0.2 mg/kg体重/日 (2012年) ARfD=1 mg/kg体重 (2012年)
	国際基準	ぶどう、もも等
	諸外国	米国：ぶどう、もも等 欧州：ぶどう、もも等 豪州：ぶどう、もも等 カナダ、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】 平成16年 4月28日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成17年 6月16日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p>【2】 平成18年 9月4日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成18年 11月6日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成19年 7月26日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p>【3】 平成22年 2月15日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成22年 9月 9日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p>【4】 平成24年 5月16日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成24年 10月29日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p>【5】 平成25年 8月19日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成25年 12月2日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p>【6】 平成28年 7月11日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成29年 2月14日 食品健康影響評価結果を通知</p>	

		ADI =0.22 mg/kg体重/日
		ARfD=1.2 mg/kg体重

IRAC : 殺虫剤抵抗性対策委員会

JMPR : FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

チアメトキサム

1. 今回の評価要請の経緯

令和3年12月22日～12月23日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

2. 評価要請物質の概要

名称	チアメトキサム (Thiamethoxam)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機作	昆虫神経のシナプス後膜のニコチン性アセチルコリン受容体に作用し、シナプス伝達の遮断を起こし、殺虫作用を示す。 (IRAC分類：4A)	
日本における登録状況	初回登録年	2000年
	登録農薬数	26
	適用作物	稲、果樹類等
	使用方法	散布、土壌処理、育苗箱処理等
国際機関、海外の状況	JMPR	ADI=0.08 mg/kg体重/日 (2010年) ARfD=1 mg/kg体重 (2010年)
	国際基準	かんきつ、小麦等
	諸外国	米国：かんきつ、小麦等 カナダ：かんきつ、小麦等 欧州：かんきつ、トマト等 豪州：かんきつ、小麦等 ニュージーランド：かき、トウモロコシ等
食品安全委員会での評価等	<p>【1】 平成16年 8月 3日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成20年 4月 3日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p>【2】 平成23年 6月 8日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成24年 3月 1日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p>【3】 平成27年 1月 8日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成27年 7月28日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p>ADI =0.018 mg/kg体重/日</p> <p>ARfD=0.5 mg/kg体重</p>	

IRAC：殺虫剤抵抗性対策委員会

JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議